

## 阪神トラベル・インターナショナルの新型コロナウイルス感染予防基本方針

2020年11月26日

代表取締役社長 大江 康史

お客様各位

阪神トラベル・インターナショナルは、2020年5月14日 日本旅行業協会の「旅行業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」の発表を受け、遵守すると共に弊社における新型コロナウイルス感染予防基本方針を策定いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

### (1) 感染予防対策の体制

- ・代表取締役社長を委員長とした「感染予防委員会」を設置し、産業医との連携を図り感染予防の対策を講じます。

### (2) 健康確保

- ・体調の思わしくない従業員に対しては自宅待機を命じます。

### (3) 通勤

- ・従業員の在宅勤務やローテーション勤務を励行いたします。

### (4) 勤務

- ・従業員の定期的な手洗いを徹底いたします。

- ・従業員の勤務中のマスク着用を徹底いたします。

- ・従業員の毎朝の検温を行います。

- ・事務所内入口に手指消毒設備を設置いたします。

- ・接触を避けるため、Eチケットのお渡しはメールへの電子データ添付にて行わせていただきます。

- ・接触を避けるため、パスポートの受け渡しは弊社指定の宅配便にて行わせていただきます。

- ・お客様との打合わせはなるべく、WEB会議システムを利用させていただきます。

### (5) オフィスへの立ち入り

- ・取引先等を含む外部関係者については打合わせブースでの対応とさせていただき、執務室内への入室を禁止いたします。

### (6) 従業員に対する感染防止策の啓発

- ・従業員に対し、感染防止策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促します。

### (7) 感染者が出た場合の対応

- ・保健所、医療機関の指示を踏まえオフィスの消毒を行い、濃厚接触者については自宅待機を命じます。

(8) その他

・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 3 1 号）の規定に基づく要請等に従います。

現在、特別な出勤体制を敷いており、お客様には多大なご迷惑をおかけしておりますが何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上